

ページ番号	平成21年8月(現行)	ページ番号	平成29年10月(変更案)
116	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	145	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所			4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項			4-2-1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項
<p>吉野川及び旧吉野川における洪水、高潮等による災害発生の防止または軽減に関する現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念、目標の達成を目的として河川維持管理を計画する。</p> <p>河川維持管理の項目と内容については、吉野川及び旧吉野川の河川特性を十分に踏まえ、概ね3~5年間を対象に河川管理上の重点箇所や実施内容など、具体的な維持管理計画（案）を作成するとともに、年度ごとに1年間の維持管理実施計画を策定し、それに基づく調査、点検を実施する。その結果を評価し、次年度の実施計画を見直しサイクル型維持管理を実施する。</p> <p>なお、これらの調査、点検結果については、河川カルテに記録して整理し、データベース化を図ることで今後の適切な維持管理を図るものとする。</p>			<p>吉野川及び旧吉野川における洪水、津波、高潮等による災害発生の防止または軽減に関する現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念、目標の達成を目的として河川維持管理に努める。</p> <p>河川維持管理については、吉野川及び旧吉野川の河川特性を十分に踏まえ、概ね5年間を対象に河川管理上の重点箇所や実施内容などを具体的にとりまとめた「吉野川水系吉野川・旧吉野川・今切川河川維持管理計画」に基づき実施する。また、河川巡視・点検による状態把握、維持管理対策を長期にわたり繰り返し、それらの一連の作業の中で得られた知見を分析・評価して河川維持管理計画や実施内容に反映していき、P D C A *サイクル型維持管理を実現する。</p> <p>なお、これらの巡視、点検結果及び実施した対策については、河川カルテに記録して整理し、データベース化を図ることで今後の適切な維持管理を図るものとする。</p>
<p>(1) 河川の維持管理</p> <p>① 河道の維持管理</p> <p>事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下*に支障を生じないように、河道*については、河川巡視や縦横断測量*等、定期的にモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河道状況の把握に努める。</p> <p>洪水の流下能力の維持及び低水路*の安定化を図るため、必要に応じて河道整正や樹木伐採を行う。</p> <p>洪水を安全に流下させるための施策として、河道の掘削や樹木伐採を行う箇所、特に吉野川中流域の清谷川合流点から美馬中央橋付近等については、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にモニタリングし、流下能力評価を行い、必要に応じて、河道整正や樹木管理等の措置を実施する。</p> <p>また、増水後は、河川巡視等により点検を行うとともに、水衝部*付近の局所的な深掘れ*が見られる箇所については、その進行状況の点検を実施し、必要に応じ、適切に護岸・根固め*等の補修を実施する。</p> <p>旧吉野川のホティアオイやボタンウキクサ等への対応としては、河川巡視により早期に発見するとともに、「ホティアオイ等対策連絡会」等を通じて、関係機関と情報共有を行うなど、連携を図り、早期の駆除に努める。</p>			<p>(1) 河川の維持管理</p> <p>① 河道の維持管理</p> <p>事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下*に支障を生じないように、河道*については、河川巡視や縦横断測量*等、定期的にモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河道状況の把握に努めるとともに、ダムの堆砂状況もふまえた水系全体の土砂動態の把握に努める。</p> <p>洪水の流下能力の維持及び低水路*の安定化を図るため、必要に応じて河道整正や樹木伐採を行う。</p> <p>洪水を安全に流下させるための施策として、河道の掘削や樹木伐採を行う箇所、特に吉野川中流域の清谷川合流点から美馬中央橋付近等については、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にモニタリングし、流下能力評価を行い、必要に応じて、河道整正や樹木管理等の措置を実施する。</p> <p>なお、河道の掘削や樹木伐採等にあたっては、砂利採取等の民間活力の活用も考慮する。</p> <p>また、増水後は、河川巡視等により点検を行うとともに、水衝部*付近の局所的な深掘れ*が見られる箇所については、その進行状況の点検を実施し、必要に応じ、適切に護岸・根固め*等の補修を実施する。</p> <p>旧吉野川のホティアオイやボタンウキクサ等への対応としては、河川巡視により早期に発見するとともに、「ホティアオイ等対策連絡会」等を通じて、関係機関と情報共有を行うなど、連携を図り、早期の駆除に努める。</p>



河川巡視



河川巡視

ページ番号	平成21年8月(現行)	ページ番号	平成29年10月(変更案)
117	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	146	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
<p>② 堤防・護岸の維持管理</p> <p>堤防*や護岸については、洪水時に機能を維持できるよう、平常時の点検と必要に応じた適切な堤防除草・補修を実施する。</p> <p>また、洪水時においても、河川巡視等による漏水や護岸損傷等の状況把握に努めるとともに、洪水後には、堤防や護岸の変形や被災の有無を巡視・点検し、必要に応じて適切な補修を実施する。</p> <p>なお、堤防については、堤防の変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、堤防除草を出水期の前後（年2回）に行った上で徒歩による堤防目視モニタリングの点検を実施し、必要に応じて適切な補修を行う。なお、刈草については、農家の再利用や堆肥化などのリサイクル・コスト縮減に努める。</p> <p>護岸については、その変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、平常時の河川パトロールカーによる巡視のほか、吉野川河口域（河口～名田橋付近）や旧吉野川・今切川では巡視船による点検を実施し、必要に応じて適切な補修を行う。</p> <p>特に、上板、鴨島箇所等の吉野川下流域の中で過去から漏水が頻発している区間については、巡視や堤防に設置した間隙水圧計等の計器を使用したモニタリングの結果から、浸透対策工の効果を把握し、今後の浸透対策に反映するとともに必要に応じて適切な追加対策を行う。</p> <p>さらに、円滑な河川巡視に向けて、管理用通路の適切な整備・補修を実施する。</p>		<p>② 堤防・護岸の維持管理</p> <p>堤防*や護岸については、洪水時に機能を維持できるよう、平常時の点検と必要に応じた適切な堤防除草・補修を実施する。</p> <p>また、洪水時においても、河川巡視等による漏水や護岸損傷等の状況把握に努めるとともに、洪水後には、堤防や護岸の変形や被災の有無を巡視・点検し、必要に応じて適切な補修を実施する。</p> <p>なお、堤防については、堤防の変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、堤防除草を出水期の前後（年2回）に行った上で徒歩による堤防目視モニタリングの点検を実施し、必要に応じて適切な補修を行う。なお、刈草については、農家の再利用や堆肥化などのリサイクル・コスト縮減に努める。</p> <p>護岸については、その変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、平常時の河川パトロールカーによる巡視のほか、吉野川河口域（河口～名田橋付近）や旧吉野川・今切川では巡視船による点検を実施し、必要に応じて適切な補修を行う。</p> <p>特に、吉野、鴨島箇所等の吉野川下流域の中で過去から漏水が頻発している区間については、巡視や堤防に設置した圧力式水位計等の計器を使用したモニタリングの結果から、浸透対策工の効果を把握し、今後の浸透対策に反映するとともに必要に応じて適切な追加対策を行う。</p> <p>さらに、円滑な河川巡視に向けて、管理用通路の適切な整備・補修を実施する。</p>	
<p>③ 施設の維持管理</p> <p>排水門*、水門、排水ポンプ場等の施設については、洪水時に確実に機能が発揮できるよう、平常時の河川巡視のほか、洪水発生の可能性が高い4月～11月は月2回以上、12月～3月は月1回以上の頻度で操作員による点検を実施する。さらに、専門家による定期点検も年1回以上実施し、機器の不具合、故障及び排水門堤外の導水路の閉塞等を発見した場合には速やかに必要な対策を実施する。</p> <p>なお、排水門等の操作は、操作規則に則り地元自治体及び地元の実情に詳しい地元の方の協力を頂きながら実施しており、これからも協力を頂く必要があるが、今後予想される操作員の高齢化や人員不足等の問題に対応するため、排水門操作環境の改善を図る上屋の設置、遠隔あるいは自動操作等への転換等の対策を行い、確実な施設の操作に努める。</p>		<p>③ 施設の維持管理</p> <p>排水門*、水門、排水ポンプ場等の施設については、洪水時に確実に機能が発揮できるよう、平常時の河川巡視のほか、洪水発生の可能性が高い5月～10月は月2回以上、11月～4月は月1回以上の頻度で操作員による点検を実施する。さらに、専門家による定期点検も年1回以上実施し、機器の不具合、故障及び排水門堤外の導水路の閉塞等を発見した場合には速やかに必要な対策を実施する。</p> <p>なお、排水門等の操作は、操作規則等に則り関係地方公共団体及び地元の実情に詳しい地元の方の協力を頂きながら実施しており、これからも協力を頂く必要があるが、今後予想される操作員の高齢化や人員不足等の問題に対応するため、排水門操作環境の改善を図る上屋の設置、遠隔あるいは自動操作等への転換等の対策を行い、確実な施設の操作に努める。</p>	
 <p>堤防除草</p>		 <p>堤防除草</p>	
 <p>排水ポンプ場（排水機場）の点検</p>		 <p>排水ポンプ場（排水機場）の点検</p>	

ページ番号	平成21年8月(現行)	ページ番号	平成29年10月(変更案)																																																																																																								
118	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	147	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所																																																																																																								
<p>また、排水ポンプ場*等の施設については、施設の状態を点検し、総合的に診断を行い、致命的欠陥が発現する前に速やかに措置し、施設の寿命を延ばすことによりライフサイクルコストの低減を図るものとする。</p> <p>吉野川の堰*については、施設の適切な機能維持のため、河川巡視により点検し、必要に応じ適切な補修を実施する。</p> <p>旧吉野川・今切川の堰、閘門*については、施設管理規定に基づき適切な維持管理を実施する。</p> <p>水文観測所については、定期的に保守点検を実施し、機能を維持する。</p>			<p>また、排水ポンプ場*等の施設については、施設の状態を点検し、総合的に診断を行い、致命的欠陥が発現する前に速やかに措置し、施設の寿命を延ばすことによりライフサイクルコストの低減を図るものとする。</p> <p>吉野川の堰*については、施設の適切な機能維持のため、河川巡視により点検し、必要に応じ適切な補修を実施する。</p> <p>旧吉野川・今切川の堰、閘門*については、施設管理規程に基づき適切な維持管理を実施する。また、地震・津波発生後も想定した操作設備等の危機管理対策を実施する。</p> <p>水文観測所については、定期的に保守点検を実施し、機能を維持する。</p>																																																																																																								
<p>表－4.2.1 河川管理施設数一覧</p>			<p>表－4.2.1 河川管理施設数一覧</p>																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th><th>河川管理施設</th><th>箇所数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉野川</td><td>堰</td><td>2箇所(第十堰、柿原堰)</td></tr> <tr> <td></td><td>排水ポンプ場（排水機場）</td><td>16箇所</td></tr> <tr> <td></td><td>排水門（樋門・樋管）</td><td>83箇所</td></tr> <tr> <td></td><td>陸閘</td><td>1箇所</td></tr> <tr> <td></td><td>河川防災ステーション</td><td>1箇所(石井)</td></tr> <tr> <td></td><td>水文観測所</td><td>水位観測所：14箇所 雨量観測所：21箇所 水質自動監視装置：1箇所(高瀬)</td></tr> <tr> <td>旧吉野川</td><td>堰</td><td>1箇所(旧吉野川河口堰)</td></tr> <tr> <td></td><td>排水門（樋門・樋管）</td><td>3箇所</td></tr> <tr> <td></td><td>水門</td><td>1箇所(丸須水門)</td></tr> <tr> <td></td><td>閘門</td><td>1箇所(鍋川)</td></tr> <tr> <td></td><td>水文観測所</td><td>水位観測所：6箇所(支川1箇所) 雨量観測所：4箇所 水質自動監視装置：1箇所(西高房)</td></tr> <tr> <td>今切川</td><td>堰</td><td>1箇所(今切川河口堰)</td></tr> <tr> <td></td><td>排水門（樋門・樋管）</td><td>1箇所</td></tr> <tr> <td></td><td>水文観測所</td><td>水位観測所：1箇所</td></tr> <tr> <td>祖谷川</td><td>水文観測所</td><td>雨量観測所：1箇所 水位観測所：1箇所</td></tr> </tbody> </table>			河川名	河川管理施設	箇所数	吉野川	堰	2箇所(第十堰、柿原堰)		排水ポンプ場（排水機場）	16箇所		排水門（樋門・樋管）	83箇所		陸閘	1箇所		河川防災ステーション	1箇所(石井)		水文観測所	水位観測所：14箇所 雨量観測所：21箇所 水質自動監視装置：1箇所(高瀬)	旧吉野川	堰	1箇所(旧吉野川河口堰)		排水門（樋門・樋管）	3箇所		水門	1箇所(丸須水門)		閘門	1箇所(鍋川)		水文観測所	水位観測所：6箇所(支川1箇所) 雨量観測所：4箇所 水質自動監視装置：1箇所(西高房)	今切川	堰	1箇所(今切川河口堰)		排水門（樋門・樋管）	1箇所		水文観測所	水位観測所：1箇所	祖谷川	水文観測所	雨量観測所：1箇所 水位観測所：1箇所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th><th>河川管理施設</th><th>箇所数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉野川</td><td>堰</td><td>2箇所(第十堰、柿原堰)</td></tr> <tr> <td></td><td>排水ポンプ場（排水機場）</td><td>17箇所</td></tr> <tr> <td></td><td>排水門（樋門・樋管）</td><td>97箇所</td></tr> <tr> <td></td><td>閘門</td><td>1箇所</td></tr> <tr> <td></td><td>河川防災ステーション</td><td>1箇所(石井)</td></tr> <tr> <td></td><td>水文観測所</td><td>水位観測所：13箇所 雨量観測所：19箇所</td></tr> <tr> <td>旧吉野川</td><td>堰</td><td>1箇所(旧吉野川河口堰)</td></tr> <tr> <td></td><td>排水門（樋門・樋管）</td><td>3箇所</td></tr> <tr> <td></td><td>水門</td><td>1箇所(丸須水門)</td></tr> <tr> <td></td><td>閘門</td><td>1箇所(鍋川)</td></tr> <tr> <td></td><td>陸閘</td><td>6箇所</td></tr> <tr> <td></td><td>水文観測所</td><td>水位観測所：5箇所(支川1箇所) 雨量観測所：4箇所</td></tr> <tr> <td>今切川</td><td>堰</td><td>1箇所(今切川河口堰)</td></tr> <tr> <td></td><td>排水門（樋門・樋管）</td><td>1箇所</td></tr> <tr> <td></td><td>閘門</td><td>3箇所</td></tr> <tr> <td></td><td>水文観測所</td><td>水位観測所：1箇所</td></tr> <tr> <td>祖谷川</td><td>水文観測所</td><td>雨量観測所：1箇所 水位観測所：1箇所</td></tr> </tbody> </table>			河川名	河川管理施設	箇所数	吉野川	堰	2箇所(第十堰、柿原堰)		排水ポンプ場（排水機場）	17箇所		排水門（樋門・樋管）	97箇所		閘門	1箇所		河川防災ステーション	1箇所(石井)		水文観測所	水位観測所：13箇所 雨量観測所：19箇所	旧吉野川	堰	1箇所(旧吉野川河口堰)		排水門（樋門・樋管）	3箇所		水門	1箇所(丸須水門)		閘門	1箇所(鍋川)		陸閘	6箇所		水文観測所	水位観測所：5箇所(支川1箇所) 雨量観測所：4箇所	今切川	堰	1箇所(今切川河口堰)		排水門（樋門・樋管）	1箇所		閘門	3箇所		水文観測所	水位観測所：1箇所	祖谷川	水文観測所	雨量観測所：1箇所 水位観測所：1箇所
河川名	河川管理施設	箇所数																																																																																																									
吉野川	堰	2箇所(第十堰、柿原堰)																																																																																																									
	排水ポンプ場（排水機場）	16箇所																																																																																																									
	排水門（樋門・樋管）	83箇所																																																																																																									
	陸閘	1箇所																																																																																																									
	河川防災ステーション	1箇所(石井)																																																																																																									
	水文観測所	水位観測所：14箇所 雨量観測所：21箇所 水質自動監視装置：1箇所(高瀬)																																																																																																									
旧吉野川	堰	1箇所(旧吉野川河口堰)																																																																																																									
	排水門（樋門・樋管）	3箇所																																																																																																									
	水門	1箇所(丸須水門)																																																																																																									
	閘門	1箇所(鍋川)																																																																																																									
	水文観測所	水位観測所：6箇所(支川1箇所) 雨量観測所：4箇所 水質自動監視装置：1箇所(西高房)																																																																																																									
今切川	堰	1箇所(今切川河口堰)																																																																																																									
	排水門（樋門・樋管）	1箇所																																																																																																									
	水文観測所	水位観測所：1箇所																																																																																																									
祖谷川	水文観測所	雨量観測所：1箇所 水位観測所：1箇所																																																																																																									
河川名	河川管理施設	箇所数																																																																																																									
吉野川	堰	2箇所(第十堰、柿原堰)																																																																																																									
	排水ポンプ場（排水機場）	17箇所																																																																																																									
	排水門（樋門・樋管）	97箇所																																																																																																									
	閘門	1箇所																																																																																																									
	河川防災ステーション	1箇所(石井)																																																																																																									
	水文観測所	水位観測所：13箇所 雨量観測所：19箇所																																																																																																									
旧吉野川	堰	1箇所(旧吉野川河口堰)																																																																																																									
	排水門（樋門・樋管）	3箇所																																																																																																									
	水門	1箇所(丸須水門)																																																																																																									
	閘門	1箇所(鍋川)																																																																																																									
	陸閘	6箇所																																																																																																									
	水文観測所	水位観測所：5箇所(支川1箇所) 雨量観測所：4箇所																																																																																																									
今切川	堰	1箇所(今切川河口堰)																																																																																																									
	排水門（樋門・樋管）	1箇所																																																																																																									
	閘門	3箇所																																																																																																									
	水文観測所	水位観測所：1箇所																																																																																																									
祖谷川	水文観測所	雨量観測所：1箇所 水位観測所：1箇所																																																																																																									
<p>※平成21年3月現在</p>			<p>※平成29年3月現在</p>																																																																																																								

ページ番号	平成21年8月(現行)				ページ番号	平成29年10月(変更案)				
119	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所				148	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所				
表-4.2.2 既設排水ポンプ場一覧表							表-4.2.2 既設排水ポンプ場一覧表			
内水地区名	排水ポンプ場名	排水量	設置年	備考	内水地区名	排水ポンプ場名	排水量	設置年	備考	
正法寺	正法寺川排水機場	6 m ³ /s 2 m ³ /s	S43 H 7		正法寺	正法寺川排水機場	6 m ³ /s 2 m ³ /s	S43 H 7		
前川	前川救急(内水)排水機場	4 m ³ /s	H 5		前川	前川救急(内水)排水機場	4 m ³ /s	H 5		
飯尾川	飯尾川排水機場	20 m ³ /s	S44		飯尾川	飯尾川排水機場	20 m ³ /s	S44		
	新飯尾川排水機場	10 m ³ /s 10 m ³ /s	S58 H 5		新飯尾川排水機場	10 m ³ /s 10 m ³ /s	S58 H 5			
	角の瀬排水機場	20 m ³ /s	H20		角の瀬排水機場	20 m ³ /s	H20			
神宮入江川	神宮入江川排水機場	5 m ³ /s	S49		神宮入江川	神宮入江川排水機場	5 m ³ /s	S49		
	新神宮入江川排水機場	5 m ³ /s	S53		新神宮入江川	新神宮入江川排水機場	5 m ³ /s	S53		
江川	江川排水機場	10 m ³ /s	S48		江川	江川排水機場	10 m ³ /s	S48		
蛇池川	蛇池川排水機場	5 m ³ /s 5 m ³ /s	S56 H 5		蛇池川	蛇池川排水機場	5 m ³ /s 5 m ³ /s	S56 H 5		
	熊谷	熊谷川排水機場	5 m ³ /s 5 m ³ /s	S54 H 5	熊谷	熊谷川排水機場	5 m ³ /s 5 m ³ /s	S54 H 5		
指谷	指谷川排水機場	4 m ³ /s 4 m ³ /s	S61 H 6		指谷	指谷川排水機場	4 m ³ /s 4 m ³ /s	S61 H 6		
	柿の木谷	柿の木谷排水機場	4 m ³ /s 4 m ³ /s	S43 S50	柿の木谷	柿の木谷排水機場	4 m ³ /s 4 m ³ /s	S43 S50		
川島	川島排水機場	12 m ³ /s	S39	改築中	川島	川島排水機場	12 m ³ /s 6 m ³ /s	S39 H21	H21に全面改築	
学島	学島排水機場	6 m ³ /s	S41		学島	学島排水機場	6 m ³ /s	S41		
	学島川排水機場	7 m ³ /s 7 m ³ /s	S53 S57		学島川	学島川排水機場	7 m ³ /s 7 m ³ /s	S53 S57		
城の谷	城の谷排水機場	2 m ³ /s 2 m ³ /s	H12 H17		城の谷	城の谷排水機場	2 m ³ /s 2 m ³ /s	H12 H17		
	合 計	164 m ³ /s			ほたる川	ほたる川排水機場	10 m ³ /s	H26		
							合 計			
							180 m ³ /s			
※平成29年3月現在										
④ 許認可事務					④ 許認可事務					
河川区域*内の土地の占用、工作物の新築・改築、土地の形状変更、砂利採取等の許認可事務*については、河川法に基づき適正な処理を行う。					河川区域*内の土地の占用、工作物の新築・改築、土地の形状変更、砂利採取等の許認可事務*については、河川法に基づき適正な処理を行う。					
とくに、砂利採取は、砂利資源の枯渇傾向ならびに河川管理施設*や河川環境への影響に十分に配慮しながら砂利採取法等に基づき適正な処理を行う。					特に、砂利採取は、砂利資源の枯渇傾向並びに河川管理施設*や河川環境への影響に十分に配慮しながら砂利採取法等に基づき適正な処理を行う。					
⑤ 河川美化					⑤ 河川美化					
河川の監視体制の強化や河川愛護モニターリング制度の積極的な活用等により、地域住民や関係機関と連携・協働し、今後さらなる河川美化に努める。					河川の監視体制の強化や河川愛護モニターリング制度の積極的な活用等により、地域住民や関係機関と連携・協働し、今後さらなる河川美化に努める。					
また、地域と一体となった一斉清掃を実施し、ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、河川巡視の強化や関係機関との連携により、不法投棄行為者に対し撤去指導を行う等の適切な対策を行い、放置車両等についても同様な対策を実施する。					また、地域と一体となった一斉清掃を実施し、ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、河川巡視の強化や関係機関との連携により、不法投棄行為者に対し撤去指導を行う等の適切な対策を行い、放置車両等についても同様な対策を実施する。					
										
一斉清掃(吉野川)					一斉清掃(吉野川)					

ページ番号	平成21年8月(現行)	ページ番号	平成29年10月(変更案)		
120	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	149	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所		
<p>さらに、河川の不法投棄の状況を記したごみマップを作成し、関係機関及び地域住民へ周知を行うとともに、不法投棄の防止に関する流域講座や現地（フィールド）講座を開催し、河川愛護思想の普及に努め、今後も河川美化への連携・協働を図る。</p>			<p>さらに、河川の不法投棄の状況を記したごみマップを作成し、関係機関及び地域住民へ周知を行うとともに、不法投棄の防止に関する流域講座や現地（フィールド）講座を開催し、河川愛護思想の普及に努め、今後も河川美化への連携・協働を図る。</p>		
<p>⑥ 危機管理施設の維持管理</p> <p>危機管理施設となる防災ステーション等の防災拠点については、災害発生時に活用できるよう適切に維持管理をするとともに、水防活動や河川管理施設*の被災など不測の事態に対応するため、機材、土砂、土のう袋、シート、根固めブロック等の水防資材の備蓄を行う。また、平常時には貴重なオープンスペースとなることから、地域と連携し、適正な利用を推進する。</p>			<p>⑥ 危機管理施設の維持管理</p> <p>危機管理施設となる防災ステーション等の防災拠点については、災害発生時に活用できるよう適切に維持管理をするとともに、水防活動や河川管理施設*の被災など不測の事態に対応するため、機材、土砂、土のう袋、シート、根固めブロック等の水防資材の備蓄を行う。また、平常時には貴重なオープンスペースとなることから、地域と連携し、適正な利用を推進する。</p>		
<p>(2) ダムの維持管理</p> <p>上流ダム群については、統合管理により流域全体の視点に立った、効果的な流量調節を行う。そのため、各ダムや水文観測所等の河川管理施設について基準に従って適正に点検し、管理するとともに、流木処理や堆砂対策等を適切に行い、ダム（貯水池）機能の確保を図ることが重要である。除去した流木や土砂は、可能な限り有効活用を図る。また、吉野川上流ダム群においては貯水池内の地すべり滑動の監視を継続し、必要に応じて、適切な対策を行う。尚、ダムの安全性を確認するために、堤体等における必要な観測を適切に行うと共に、施設の維持補修、ゲート、機械・電気設備等の維持補修については適宜実施していく。</p> <p>柳瀬ダムでは、洪水調節機能の向上等を図ることを目的に、平成17年度よりえん堤改良事業として堆砂除去等に着手しており、適切に事業を進める。</p>			<p>(2) ダムの維持管理</p> <p>上流ダム群については、統合管理により流域全体の視点に立った、効果的な流量調節を行う。そのため、ダム（貯水池）機能の確保を図るために、各ダムや水文観測所等の河川管理施設について基準に従って適正に点検し、管理するとともに、流木処理等を実施する。また、堆砂状況を把握するため、総合土砂管理の観点を考慮したモニタリングを実施し、堆砂対策を適切に行う。なお、モニタリング結果により、必要に応じて土砂移動の連続性を踏まえた土砂管理の方策を検討する。除去した流木や土砂は、可能な限り有効活用を図る。また、吉野川上流ダム群においては貯水池内の地すべり滑動の監視を継続し、対策工の検討を行い、順次必要な対策を実施していく。尚、ダムの安全性を確認するために、堤体等における必要な観測を適切に行うと共に、施設の維持補修、ゲート、機械・電気設備等の維持補修については適宜実施していく。</p> <p>柳瀬ダムでは、地すべりによるダムの治水、利水機能への影響を防止する事を目的に、平成25年度より宮前地区の地すべり対策工に着手しており、適切に事業を進める。また、早明浦ダムにおいても貯砂ダムの設置等、堆砂対策を実施する。</p>		

ページ番号	平成21年8月(現行)	ページ番号	平成29年10月(変更案)																																										
121	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	150	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所																																										
表-4.2.3 河川管理施設数一覧(ダム管理)		表-4.2.3 河川管理施設数一覧(ダム管理)																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>河川管理施設</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">吉野川</td> <td>ダム</td> <td>2箇所(池田ダム、早明浦ダム)</td> </tr> <tr> <td>水文観測所</td> <td>水位観測所:7箇所 雨量観測所:9箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">銅山川</td> <td>ダム</td> <td>3箇所(新宮ダム、柳瀬ダム、富郷ダム)</td> </tr> <tr> <td>堰</td> <td>1箇所(影井堰)</td> </tr> <tr> <td>水文観測所</td> <td>水位観測所:4箇所 雨量観測所:6箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">祖谷川</td> <td>水文観測所</td> <td>雨量観測所:4箇所 水位観測所:1箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南小川</td> <td>水文観測所</td> <td>水位観測所:1箇所 雨量観測所:2箇所</td> </tr> <tr> <td>穴内川</td> <td>水文観測所</td> <td>水位観測所:1箇所 雨量観測所:1箇所</td> </tr> <tr> <td>立川川</td> <td>水文観測所</td> <td>水位観測所:1箇所 雨量観測所:2箇所</td> </tr> <tr> <td>汗見川</td> <td>水文観測所</td> <td>雨量観測所:1箇所</td> </tr> <tr> <td>地蔵寺川</td> <td>水文観測所</td> <td>雨量観測所:1箇所</td> </tr> <tr> <td>大北川</td> <td>水文観測所</td> <td>雨量観測所:1箇所</td> </tr> <tr> <td>瀬戸川</td> <td>水文観測所</td> <td>雨量観測所:1箇所</td> </tr> <tr> <td>中ノ川</td> <td>水文観測所</td> <td>水位観測所:1箇所 雨量観測所:2箇所</td> </tr> </tbody> </table>		河川名	河川管理施設	箇所数	吉野川	ダム	2箇所(池田ダム、早明浦ダム)	水文観測所	水位観測所:7箇所 雨量観測所:9箇所	銅山川	ダム	3箇所(新宮ダム、柳瀬ダム、富郷ダム)	堰	1箇所(影井堰)	水文観測所	水位観測所:4箇所 雨量観測所:6箇所	祖谷川	水文観測所	雨量観測所:4箇所 水位観測所:1箇所			南小川	水文観測所	水位観測所:1箇所 雨量観測所:2箇所	穴内川	水文観測所	水位観測所:1箇所 雨量観測所:1箇所	立川川	水文観測所	水位観測所:1箇所 雨量観測所:2箇所	汗見川	水文観測所	雨量観測所:1箇所	地蔵寺川	水文観測所	雨量観測所:1箇所	大北川	水文観測所	雨量観測所:1箇所	瀬戸川	水文観測所	雨量観測所:1箇所	中ノ川	水文観測所	水位観測所:1箇所 雨量観測所:2箇所
河川名	河川管理施設	箇所数																																											
吉野川	ダム	2箇所(池田ダム、早明浦ダム)																																											
	水文観測所	水位観測所:7箇所 雨量観測所:9箇所																																											
銅山川	ダム	3箇所(新宮ダム、柳瀬ダム、富郷ダム)																																											
	堰	1箇所(影井堰)																																											
	水文観測所	水位観測所:4箇所 雨量観測所:6箇所																																											
祖谷川	水文観測所	雨量観測所:4箇所 水位観測所:1箇所																																											
南小川	水文観測所	水位観測所:1箇所 雨量観測所:2箇所																																											
穴内川	水文観測所	水位観測所:1箇所 雨量観測所:1箇所																																											
立川川	水文観測所	水位観測所:1箇所 雨量観測所:2箇所																																											
汗見川	水文観測所	雨量観測所:1箇所																																											
地蔵寺川	水文観測所	雨量観測所:1箇所																																											
大北川	水文観測所	雨量観測所:1箇所																																											
瀬戸川	水文観測所	雨量観測所:1箇所																																											
中ノ川	水文観測所	水位観測所:1箇所 雨量観測所:2箇所																																											
※平成21年3月現在		※平成29年3月現在																																											
<p>堆砂除去の状況 (柳瀬ダム)</p>		<p>堆砂除去の状況 (柳瀬ダム)</p>																																											
<p>流木捕捉</p>		<p>流木捕捉</p>																																											
<p>回収・集積</p>		<p>回収・集積</p>																																											
<p>例 植生基盤材に使用</p>		<p>例 植生基盤材に使用</p>																																											
<p>例 破砕・チップ化</p>		<p>例 破砕・チップ化</p>																																											
図-4.2.1 ダムによる流木の捕捉、回収、有効利用の例		図-4.2.1 ダムによる流木の捕捉、回収、有効利用の例																																											

ページ番号	平成21年8月(現行)	ページ番号	平成29年10月(変更案)		
122	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	151	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所		
2) 地震及び洪水への対応			(3) 洪水氾濫に備えた社会全体での対応		
地震や洪水の際には、河川巡視等により堤防*・護岸など河川管理施設*等の被災状況を把握し、迅速かつ的確な対応を行う。			洪水氾濫に備えた社会全体での対応に向け、平成27年9月関東・東北豪雨における鬼怒川の水害や気候変動を踏まえた課題に対処するために、行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減を図るために、避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会を構築していく。		
また、不測の事態が発生した場合には臨機に応急復旧など緊急的な対応を実施し、徳島県を経由した各市町村からの出動要請に応え、保有する災害対策用機械の派遣等を行うことで、地震・洪水被害の防止・軽減に努める。			1) 市町による避難勧告等の適切な発令の促進		
3) 洪水ハザードマップの活用			市町による避難勧告等の適切な発令の促進に向け、重要水防箇所等の洪水に対しリスクが高い区間について、関係機関との共同点検を確実に実施する。実施に当たっては、当該箇所における氾濫シミュレーションを明示する等、各箇所の危険性を共有できるよう工夫する。		
洪水時に適切に対応するため、各市町の洪水ハザードマップ*の作成・公表・改善、まるごとまちごとハザードマップ等施策の推進など水防体制や避難誘導体制の拡充に向けた取り組みに対し、今後も可能な限り技術的支援・協力を実施する。			また、避難勧告等の発令範囲の決定に資するため、堤防*の想定決壊地点毎に氾濫が拡大していく状況が時系列でわかる氾濫シミュレーションを市町に提供するとともに、ホームページ等で公表する。		
さらに、地域住民、学校、企業等が水害に対する意識を高め、日頃から浸水被害を軽減するための備えを進めるとともに、洪水時に自立的かつ適切な行動がとれるように、洪水ハザードマップを活用した避難訓練、避難計画検討等の取り組みに対して必要な支援・協力をを行う。			さらに、洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、洪水に対しリスクが高い区間における水位計やライブカメラの設置等を行うとともに、上流の水位観測所の水位等も含む水位情報やリアルタイムの映像を市町と共有するための情報基盤の整備を行う。		
4) 水防団等との連携			洪水時の防災対応が適切に実施される必要があるため、吉野川では、平成28年3月に関係地方公共団体と共同で避難勧告等の発令のタイミング等に着目した事前の行動計画として防災行動計画（タイムライン）（案）*を策定している。洪水時にはこの防災行動計画（タイムライン）（案）に基づいて防災対応を実践するとともに、洪水後には検証を行いつつ、必要に応じて見直しを行うなど関係機関との連携強化に努める。		
<p>洪水時の水防活動は水防団が主体となつて実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者*からなる「吉野川上・下流水防連絡協議会」を定期的に開催し、連絡体制・重要水防箇所等の確認、土砂、土のう袋等の水防資機材の備蓄状況など関連する情報について共有化を図る。また出水期前に重要水防箇所の合同巡視、水防訓練等により水防体制の充実を図る。</p> <p>さらに、洪水時には、水防団等が迅速な水防活動を行えるように河川情報を提供する等の支援を行うとともに、水防団等が高齢化している現状を踏まえ、水防活動の機械化等の省力化に努める。</p>					
5) 水害防止体制の構築			図-4.2.2 洪水予報の伝達のイメージ		
地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が、洪水時に、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制や連絡体制の一層の強化を図る。					
このため、国土交通省と地元自治体が洪水時の河川の状況やほん濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難等の活動を効果的に行うことができるよう、雨量や水位等の河川情報をより分かりやすい形で伝達する。また、地域の実情に詳しい住					

ページ番号	平成21年8月(現行)	ページ番号	平成29年10月(変更案)		
123	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	152	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所		
2) 地震及び洪水への対応			2) 住民等の主体的な避難の促進		
<p>地震や洪水の際には、河川巡視等により堤防*・護岸など河川管理施設*等の被災状況を把握し、迅速かつ的確な対応を行う。</p> <p>また、不測の事態が発生した場合には臨機に応急復旧など緊急的な対応を実施し、徳島県を経由した各市町村からの出動要請に応え、保有する災害対策用機械の派遣等を行うことで、地震・洪水被害の防止・軽減に努める。</p>			<p>洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、氾濫による被害の軽減を図るため、想定される最大規模の洪水等が発生した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域*として指定し、公表する。公表に当たっては、多様な主体が水害リスクに関する情報を多様な方法で提供することが可能となるよう、洪水浸水想定区域に関するデータ等のオープン化を図る。</p> <p>また、想定最大規模の洪水により家屋が倒壊・流失するおそれがある区域（家屋倒壊危険区域）を公表する。公表に当たっては、市町等と連携し説明会を開催する等により住民への周知を徹底する。</p> <p>なお、スマートフォン等を活用した洪水予報等をプッシュ型で直接住民に情報提供するためのシステムについて、双方向性と情報の充実も考慮して整備に努めるとともに、従来から用いられてきた水位標識、半鐘、サイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係する地方公共団体と連携・協議して有効に活用する。</p> <p>さらに、【国】管理区間からの氾濫が及ぶすべての自治体で、洪水ハザードマップが逐次更新されるよう、支援していく。</p>		
3) 洪水ハザードマップの活用			3) 的確な水防活動の促進		
<p>洪水時に適切に対応するため、各市町の洪水ハザードマップ*の作成・公表・改善、まるごとまちごとハザードマップ等施策の推進など水防体制や避難誘導体制の拡充に向けた取り組みに対し、今後も可能な限り技術的支援・協力を実施する。</p> <p>さらに、地域住民、学校、企業等が水害に対する意識を高め、日頃から浸水被害を軽減するための備えを進めるとともに、洪水時に自立的かつ適切な行動がとれるように、洪水ハザードマップを活用した避難訓練、避難計画検討等の取り組みに対して必要な支援・協力をを行う。</p>			<p>堤防*の漏水や河岸侵食に対する危険度判定等を踏まえて、重要水防箇所を設定し、水防管理者等に提示するとともに、的確かつ効率的な水防を実施するために、危険箇所にCCTVや簡易水位計を設置し、危険箇所の洪水時の情報を水防管理者にリアルタイムで提供していく。</p> <p>なお、水防資機材の備蓄、水防工法の普及、水防訓練の実施等を関係機関と連携して行うとともに、平常時からの関係機関との情報共有と連携体制を構築するため、大規模氾濫に関する減災対策協議会等を通じて重要水防箇所の周知、情報連絡体制の確立、防災情報の普及を図る。水防活動が行われる際には、水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮に加え、水防団等が高齢化している現状を踏まえ、水防活動の機械化等の省力化に努める。</p> <p>さらに、水防協力団体制度や地区防災計画制度を活用して自主防災組織や企業等の参画を図る。</p> <p>市町境を超える氾濫に対して、人的被害の回避はもとより、被害の最小化を目指し、社会基盤の早期復旧を実現するため、関係機関参加の下、支川氾濫による水害から計画規模及び想定最大規模への水害の拡大に伴う段階的な住民避難などを組み込んだ実践的な広域演習を行う。</p>		
4) 水防団等との連携			 <p>水防訓練の状況</p>  <p>水防訓練の状況</p>		
<p>洪水時の水防活動は水防団が主体となって実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者*からなる「吉野川上・下流水防連絡協議会」を定期的に開催し、連絡体制・重要水防箇所等の確認、土砂、土のう袋等の水防資機材の備蓄状況など関連する情報について共有化を図る。また出水期前に重要水防箇所の合同巡視、水防訓練等により水防体制の充実を図る。</p> <p>さらに、洪水時には、水防団等が迅速な水防活動を行えるように河川情報を提供する等の支援を行うとともに、水防団等が高齢化している現状を踏まえ、水防活動の機械化等の省力化に努める。</p>			<p>堤防*の漏水や河岸侵食に対する危険度判定等を踏まえて、重要水防箇所を設定し、水防管理者等に提示するとともに、的確かつ効率的な水防を実施するために、危険箇所にCCTVや簡易水位計を設置し、危険箇所の洪水時の情報を水防管理者にリアルタイムで提供していく。</p> <p>なお、水防資機材の備蓄、水防工法の普及、水防訓練の実施等を関係機関と連携して行うとともに、平常時からの関係機関との情報共有と連携体制を構築するため、大規模氾濫に関する減災対策協議会等を通じて重要水防箇所の周知、情報連絡体制の確立、防災情報の普及を図る。水防活動が行われる際には、水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮に加え、水防団等が高齢化している現状を踏まえ、水防活動の機械化等の省力化に努める。</p> <p>さらに、水防協力団体制度や地区防災計画制度を活用して自主防災組織や企業等の参画を図る。</p> <p>市町境を超える氾濫に対して、人的被害の回避はもとより、被害の最小化を目指し、社会基盤の早期復旧を実現するため、関係機関参加の下、支川氾濫による水害から計画規模及び想定最大規模への水害の拡大に伴う段階的な住民避難などを組み込んだ実践的な広域演習を行う。</p>		
5) 水害防止体制の構築					
<p>地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が、洪水時に、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制や連絡体制の一層の強化を図る。</p> <p>このため、国土交通省と地元自治体が洪水時の河川の状況やはん濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難等の活動を効果的に行うことができるよう、雨量や水位等の河川情報をより分かりやすい形で伝達する。また、地域の実情に詳しい住</p>					

ページ番号	平成21年8月(現行)	ページ番号	平成29年10月(変更案)
124	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	153	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
<p>民等から現地の情報収集を行うなど、さまざまな情報を共有する体制の確立に努める。</p> <p>また、地域住民、自主防災組織、民間団体等が、災害時に行う水害防止活動を支援するよう努める。</p>			
<p>6) 浸水に強いまちづくりの支援</p> <p>浸水の危険性がある地域の周知や洪水はん濫及び水害対策に関する知見の提供等により、市町による浸水に強いまちづくりを支援する。</p>			
<p>7) 水質事故への対応</p> <p>不法投棄や事故等により油類あるいは有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与えるため、水質事故発生時には流出の阻止や拡散防止の対策を実施する必要がある。そのため、対応に必要な資機材の整備を行う。また、定期的に「吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会*」等を開催し連絡体制を強化するとともに、水質事故訓練等を行うことで、迅速な対応が可能となるよう体制を充実する。</p> <p>水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた啓発や情報提供を行う。</p>			
 <p>水質事故への対応</p>			
<p>4) 水害リスクを踏まえた土地利用の促進</p> <p>開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識できるようにするため、現在住宅地を中心に行われている街の中における想定浸水深の表示について、住宅地以外への拡大を図る。</p>			
<p>5) 災害リスクの評価・災害リスク情報の共有</p> <p>災害リスクを考慮したまちづくり・地域づくり、的確な避難、円滑な応急活動、事業継続等のための事前の備えを進めるためには、対策の主体となる関係地方公共団体、企業、住民等が、どの程度の発生頻度でどのような被害が発生する可能性があるかを認識して対策を進めることが必要である。</p> <p>このため、洪水リスクに関する住民の意識低下が懸念されるが、近年、支川氾濫等の水害を経験している地域とそうでない地域の住民においては、リスクに対する意識が大きく異なると考えられることから、洪水リスクに関する住民の意識調査により意識水準の「見える化」を行い、今後の住民避難等の施策を効果的・効率的に推進していく。</p>			
<p>(4) 水質事故への対応</p> <p>不法投棄や事故等により油類あるいは有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与えるため、水質事故発生時には流出の阻止や拡散防止の対策を実施する必要がある。そのため、対応に必要な資機材の整備を行う。また、定期的に「吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会*」等を開催し連絡体制を強化するとともに、水質事故訓練等を行うことで、迅速な対応が可能となるよう体制を充実する。</p> <p>水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた啓発や情報提供を行う。</p>			
 <p>水質事故への対応</p>			

ページ番号	平成21年8月(現行)	ページ番号	平成29年10月(変更案)
125	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	154	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
<p>(4) 災害復旧</p> <p>増水等による漏水や河岸の侵食*により堤防*の安全性が損なわれるなど河川管理施設*が損壊した場合には、速やかに復旧する。</p> <p>特に堤防の決壊*など大規模災害が発生した場合には、被害の拡大を抑制するため、備蓄しているコンクリートブロックや土砂等を使用し緊急的な対策を行う。</p> <p>さらに、堤防等の河川管理施設や橋梁や道路等の公共土木施設の被災情報を迅速に収集するため、これらの施設の整備・管理等に関する専門の知識を持つ防災エキスパートの協力を得る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>被災状況</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>災害復旧後</p> </div> </div>			 <p>吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会の開催状況</p>

ページ番号	平成21年8月(現行)	ページ番号	平成29年10月(変更案)
		155	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
			<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>被災状況</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>災害復旧後</p> </div> </div>

(6) 気候変動による影響のモニタリング

気候変動の影響により、今後短時間強雨の発生頻度や大雨による降水量が増加する一方で、無降水日数の増加等が予測されている。これらを踏まえ、流域の降水量とその特性、流量等についてモニタリングを実施し、経年的なデータ蓄積に努める。

また、その蓄積されたデータ等を活用し、定期的に分析・評価を実施する。

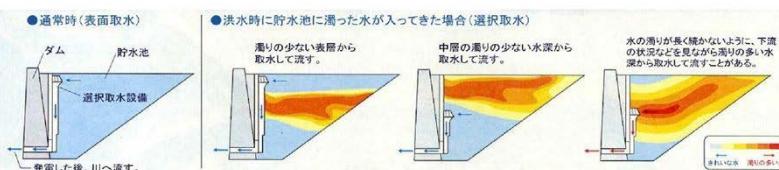
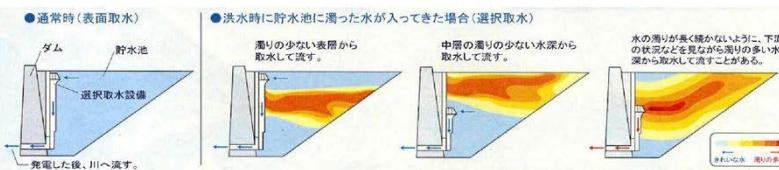
ページ番号	平成21年8月(現行)	ページ番号	平成29年10月(変更案)
126	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	156	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項			4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
<p>吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する実施項目は以下のとおりとする。</p> <p>なお、河川の維持の項目とその内容については、定期的な水質調査等、継続的なモニタリングにより河川環境の変化を把握し、新しい知見を踏まえながら実施項目を見直す等、順応的に対応する。また、実施にあたっては、関係自治体や地域住民等との連携・協働に努める。</p>			<p>吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する実施項目は以下のとおりとする。</p> <p>なお、河川の維持の項目とその内容については、定期的な水質調査等、継続的なモニタリングにより河川環境の変化を把握し、新しい知見を踏まえながら実施項目を見直す等、順応的に対応する。また、実施にあたっては、関係地方公共団体や地域住民等との連携・協働に努める。</p>
<p>(1) 適切な流水管理</p> <p>四国社会基盤を支えている都市用水や農業用水等の安定した取水と流水の正常な機能を維持するため、河川の水量・水質を常時監視するとともに、既存の分流施設等の河川管理施設*の適正な管理を行うものとする。また、利水者に対しては、取水量を的確に計測するための流量計または水位計等の設置を指導するなど、適切な流水管理を行う。</p>			<p>(1) 適切な流水管理</p> <p>四国社会基盤を支えている都市用水や農業用水等の安定した取水と流水の正常な機能を維持するため、河川の水量・水質を常時監視するとともに、既存の分流施設等の河川管理施設*の適正な管理を行うものとする。また、利水者に対しては、取水量を的確に計測するための流量計または水位計等の設置を指導するなど、適切な流水管理を行う。</p>
<p>(2) 渇水への対応</p> <p>吉野川は四国4県の広域的な水利用を支えるものであり、渇水による取水制限は、その程度に応じて、地域住民の生活や社会活動、農業生産、工業生産等に大きな影響を及ぼす。このため「吉野川水系水利用連絡協議会*」や「銅山川渇水調整協議会*」等を通じて、流況*等の情報を共有し、渇水時は円滑に渇水調整の実施等、迅速な対応に努める。また、水利用者に対して節水を呼びかける等、啓発に努める。あわせて、広域的水利用及び危機管理の観点から、早明浦ダム等の既存の水資源開発施設の有効利用も含めた異常渇水への対応を行う。</p>			<p>(2) 渇水への対応</p> <p>吉野川は四国4県の広域的な水利用を支えるものであり、渇水による取水制限は、その程度に応じて、地域住民の生活や社会活動、農業生産、工業生産等に大きな影響を及ぼす。このため「吉野川水系水利用連絡協議会*」や「銅山川渇水調整協議会*」等を通じて、流況*等の情報を共有し、渇水時は円滑に渇水調整の実施等、迅速な対応に努める。また、水利用者に対して節水を呼びかける等、啓発に努める。あわせて、広域的水利用及び危機管理の観点から、早明浦ダム等の既存の水資源開発施設の有効利用も含めた異常渇水への対応を行う。</p>
<p>(3) 水質の保全</p> <p>吉野川は良好な水環境を有する河川であり、多種多様な動植物が生息・生育・繁殖するとともに、その流水は水道用水やかんがい用水等に利用されるなど、流域*に暮らす多くの人々の生活や産業活動を支えていることから、良好な水質や河床*の環境を保全することは人間生活と調和のとれた自然豊かな河川環境を保全するための重要な課題である。</p> <p>水質の保全にあたっては、吉野川及び旧吉野川・今切川の水質（BOD75%値）は、環境基準を達成しているが、引き続き定期的な観測により水質の状況を監視する。水質</p>			<p>(3) 水質の保全</p> <p>吉野川は良好な水環境を有する河川であり、多種多様な動植物が生息・生育・繁殖するとともに、その流水は水道用水やかんがい用水等に利用されるなど、流域*に暮らす多くの人々の生活や産業活動を支えていることから、良好な水質や河床*の環境を保全することは人間生活と調和のとれた自然豊かな河川環境を保全するための重要な課題である。</p> <p>水質の保全にあたっては、吉野川及び旧吉野川・今切川の水質（BOD75%値）は、環境基準を達成しているが、引き続き定期的な観測により水質の状況を監視する。水質</p>



吉野川水系水利用連絡協議会の開催状況

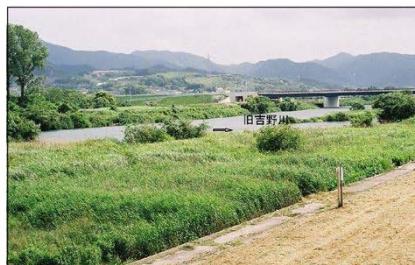


吉野川水系水利用連絡協議会の開催状況

ページ番号	平成21年8月(現行)	ページ番号	平成29年10月(変更案)
127	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	157	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
<p>が悪化した河川においては、浄化事業について検討するとともに、環境用水*については申請があれば適正に対応する。また、良好な水質を維持するためには、流域全体における取り組みが重要となることから、吉野川流域一斉水質調査や水生生物調査による地域住民等と一体となった水質を保全する取り組みを継続するなど、良好な水質の維持に向けた広報・啓発等を行う。また、「吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会*」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等との連携のもとで現況水質の維持に努める。</p>		<p>が悪化した河川においては、浄化事業について検討するとともに、環境用水*については申請があれば適正に対応する。また、良好な水質を維持するためには、流域全体における取り組みが重要となることから、簡易水質分析器を用いた水質調査や水生生物調査による地域住民等と一体となった水質を保全する取組を継続するなど、良好な水質の維持に向けた広報・啓発等を行う。また、「吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会*」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等との連携のもとで現況水質の維持に努める。</p>	
<p>ダムについては、淡水赤潮の発生もあることから引き続き定期的な水質観測により、水質・底質の動向を監視していく。</p>		<p>ダムについては、淡水赤潮の発生もあることから引き続き定期的な水質観測により、水質・底質の動向を監視していく。</p>	
			
<p>定期水質観測（採水状況）</p>		<p>定期水質観測（透視度の測定）</p>	
<p>早明浦ダムにおける洪水後及び渴水時の濁水長期化を軽減するために、関係機関と連携し今後とも貯水池の適正な維持管理及び濁水発生の実態把握に努める。また、選択取水*設備の運用や底泥除去*を継続するとともに、温水温存放流*等を実施することで低温放流が発生しないよう努め、さまざまな検討及び対策を今後も引き続き行う。</p>		<p>早明浦ダムにおける洪水後及び渴水時の濁水長期化を軽減するために、関係機関と連携し今後とも貯水池の適正な維持管理及び濁水発生の実態把握に努める。また、選択取水*設備の運用や底泥除去*を継続するとともに、温水温存放流*等を実施することで低温放流が発生しないよう努め、さまざまな検討及び対策を今後も引き続き行う。</p>	
<p>銅山川についても、関係機関と連携し、さらなる環境改善について検討する。</p>		<p>銅山川についても、関係機関と連携し、さらなる環境改善について取組む。</p>	
			
<p>早明浦ダム選択取水設備運用イメージ図</p>		<p>早明浦ダム選択取水設備運用イメージ図</p>	
			
<p>底泥除去（早明浦ダム）</p>		<p>底泥除去（早明浦ダム）</p>	

ページ番号	平成21年8月(現行)	ページ番号	平成29年10月(変更案)
128	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	158	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
4-2-3 河川環境の保全に関する事項			4-2-3 河川環境の保全に関する事項
<p>吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する実施項目は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、河川環境の保全に関する項目とその内容については、河川水辺の国勢調査*等、継続的なモニタリングによる動植物の生息・生育・繁殖環境等の変化の状況や新しい知見を踏まえながら実施項目を見直すなど順応的に対応する。なお、実施にあたっては、関係自治体や地域住民等との連携・協働を図る。</p>			<p>吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する実施項目は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、河川環境の保全に関する項目とその内容については、河川水辺の国勢調査*等、継続的なモニタリングによる動植物の生息・生育・繁殖環境等の変化の状況や新しい知見を踏まえながら実施項目を見直すなど順応的に対応する。なお、実施にあたっては、関係地方公共団体や地域住民等との連携・協働を図る。</p>
<p>(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全</p> <p>① 吉野川</p> <p>① 潛・淵の保全</p> <p>吉野川には、アユ等の産卵場や採餌場となる瀬や淵が多く分布していることから、魚類、底生動物の良好な生息環境となっている瀬・淵*の保全に努める。</p>			<p>(1) 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全</p> <p>① 吉野川</p> <p>① 潜・淵の保全</p> <p>吉野川には、アユ等の産卵場や採餌場となる瀬や淵が多く分布していることから、魚類、底生動物の良好な生息環境となっている瀬・淵*の保全に努める。</p>
 <p>アユの良好な生息場となっている瀬 (つるぎ町) 吉野川河口より55k付近</p>  <p>アユの産卵場となっている瀬 (吉野川市) 吉野川河口より22k付近</p>			 <p>アユの良好な生息場となっている瀬 (つるぎ町) 吉野川河口より55k付近</p>  <p>アユの産卵場となっている瀬 (吉野川市) 吉野川河口より22k付近</p>
<p>② 竹林（水害防備林）の保全</p> <p>吉野川の竹林（水害防備林*）は、吉野川固有の河川景観を形成しているとともに、鳥類のねぐらや営巣地に利用されるなど、動植物にとって良好な生息・生育・繁殖環境となっている。そのため、堤防*の整備、河道*の掘削が必要な箇所については、治水との整合を図りながら、竹林の保全に努める。</p>			<p>② 竹林（水害防備林）の保全</p> <p>吉野川の竹林（水害防備林*）は、吉野川固有の河川景観を形成しているとともに、鳥類のねぐらや営巣地に利用されるなど、動植物にとって良好な生息・生育・繁殖環境となっている。そのため、堤防*の整備、河道*の掘削が必要な箇所については、治水との整合を図りながら、竹林の保全に努める。</p>
 <p>鳥類のねぐら等に利用されている竹林 (美馬市) 吉野川河口より43k付近</p>  <p>サギの集団営巣地 (美馬市) 吉野川河口より49k付近</p>			 <p>鳥類のねぐら等に利用されている竹林 (美馬市) 吉野川河口より43k付近</p>  <p>サギの集団営巣地 (美馬市) 吉野川河口より49k付近</p>

ページ番号	平成21年8月(現行)	ページ番号	平成29年10月(変更案)
129	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	159	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
③河川の連続性の確保		③河川の連続性の確保	
吉野川には、アユをはじめ遡上・降下を行う魚類等が多く生息していることから、支川*を含めて魚類等の移動の連続性を確保する必要がある。このため、定期的な点検を行い、池田ダム、柿原堰等にある魚道*の機能を維持するとともに、関係機関や地域と連携しながらモニタリングを行い、流入支川等との連続性の確保に努める。		吉野川には、アユをはじめ遡上・降下を行う魚類等が多く生息していることから、支川*を含めて魚類等の移動の連続性を確保する必要がある。このため、定期的な点検を行い、池田ダム、柿原堰等にある魚道*の機能を維持するとともに、関係機関や地域と連携しながらモニタリングを行い、流入支川等との連続性の確保に努める。	
 		 	
柿原堰の魚道		柿原堰の魚道	
④河口干潟の保全		④河口干潟の保全	
河川と海からの影響を同時に受ける吉野川の河口干潟には、シオマネキ等の底生動物やアイアシ等の植物が生息・生育・繁殖しているほか、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている。また、オオヨシキリ等にとっては、良好なヨシ群落が繁殖や餌場になっているほか、多様な動植物の貴重な生息・生育・繁殖場となっていることから、良好な干潟環境の保全に向けて継続的なモニタリングを行う。		河川と海からの影響を同時に受ける吉野川の河口干潟には、シオマネキ等の底生動物やアイアシ等の植物が生息・生育・繁殖しているほか、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている。また、オオヨシキリ等にとっては、良好なヨシ群落が繁殖や餌場になっているほか、多様な動植物の貴重な生息・生育・繁殖場となっているが、近年、特定外来生物であるナルトサワギクの増加が顕著であり、コウボウシバ、コウボウムギ、ケカモノハシ等の貴重な砂丘植物と競合し、これらを駆逐していることから、良好な干潟環境の保全に向けて継続的なモニタリングを行うとともに、必要に応じて専門家や関係機関、地域住民等と連携した除去対策を実施する。	
 		 	
底生生物の良好な生息場 (アシハラガニ)		シギ・チドリ類の重要な中継地 (ハマシギ)	
2) 旧吉野川		2) 旧吉野川	
①水域・水際環境の保全		①水域・水際環境の保全	
旧吉野川・今切川の湛水区間*にあるワンド*やよどみは、魚類や沈水植物*等の生息・生育・繁殖の場となっていることから、河川工事等の際には「多自然川づくり*」を基本とし、河道*の掘削が必要な箇所については、治水との整合を図りながら、ヨシ等の抽水植物やクロモ等の沈水植物*等の多様な水際植生への影響を軽減するため必要な回避、低減、代償等(ミチゲーション*)の措置を講じることを基本として、適正な管理計画を検討する。		旧吉野川・今切川の湛水区間*にあるワンド*やよどみは、魚類や沈水植物*等の生息・生育・繁殖の場となっていることから、河川工事等の際には「多自然川づくり*」	

ページ番号	平成21年8月(現行)	ページ番号	平成29年10月(変更案)
130	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	160	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
	 <p>湛水区間の水域環境（藍住町） 旧吉野川右岸河口より15km付近</p>  <p>湛水区間の水際環境（板野町） 旧吉野川右岸河口より18km付近</p>		<p>を基本とし、河道*の掘削が必要な箇所については、治水との整合を図りながら、ヨシ等の抽水植物やクロモ等の沈水植物*等の多様な水際植生への影響を軽減するために必要な回避、低減、代償等（ミチゲーション*）の措置を講じることを基本として、適正な管理計画を検討する。また、ボタンウキクサ、ホテイアオイ、ナガエツルノゲイトウなどの外来生物（植物）に対しては、関係機関等との連携により早期の除去対策を実施し、良好な河川環境の保全に努める。</p>
	<p>②河川の連続性の確保</p> <p>旧吉野川・今切川には、アユをはじめ遡上・降下を行う魚類等が多く生息していることから、支川*を含めて魚類等の移動の連続性を確保する。このため、定期的な点検を行い、第十樋門等にある魚道*の機能を維持するとともに、関係機関や地域と連携しながらモニタリングを行い、流入支川等との連続性の確保に努める。</p> <p>(2) 河川景観の維持・形成</p> <p>1) 吉野川</p> <p>河川景観については、流域*の特性、土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その維持・形成に努める。</p> <p>吉野川中流域（池田ダム～第十堰湛水域上流端）は、水害防備林*（竹林）やレキ河原*等の特徴的な河川景観を有していることから、河道*の掘削が必要な箇所については、緩傾斜にすることでオギ・ツルヨシ群落等の水際植生の回復を図るなど、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、地域住民との連携のもと放置された水害防備林*の適切な管理に努める。</p> <p>吉野川の河口部では、河口部に特有の雄大な河川景観の維持・形成に努める。</p> <p>なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり*」を基本とするとともに、排水門*等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材を有効利用するなど、材料の使用についても配慮していく。</p>  <p>レキ河原と水害防備林（つるぎ町） 吉野川右岸河口より56.6km付近</p>  <p>景観に配慮した排水門（樋門）の事例 吉野川左岸河口より37km付近</p>		 <p>湛水区間の水域環境（藍住町） 旧吉野川右岸河口より15km付近</p>  <p>湛水区間の水際環境（板野町） 旧吉野川右岸河口より18km付近</p> <p>②河川の連続性の確保</p> <p>旧吉野川・今切川には、アユをはじめ遡上・降下を行う魚類等が多く生息していることから、支川*を含めて魚類等の移動の連続性を確保する。このため、定期的な点検を行い、第十樋門等にある魚道*の機能を維持するとともに、関係機関や地域と連携しながらモニタリングを行い、流入支川等との連続性の確保に努める。</p> <p>(2) 河川景観の維持・形成</p> <p>1) 吉野川</p> <p>河川景観については、流域*の特性、土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その維持・形成に努める。</p> <p>吉野川中流域（池田ダム～第十堰湛水域上流端）は、水害防備林*（竹林）やレキ河原*等の特徴的な河川景観を有していることから、河道*の掘削が必要な箇所については、緩傾斜にすることでオギ・ツルヨシ群落等の水際植生の回復を図るなど、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、地域住民との連携のもと放置された水害防備林*の適切な管理に努める。</p> <p>吉野川の河口部では、河口部に特有の雄大な河川景観の維持・形成に努める。</p> <p>なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり*」を基本とするとともに、排水門*等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材を有効利用するなど、材料の使用についても配慮していく。</p>

ページ番号	平成21年8月(現行)	ページ番号	平成29年10月(変更案)
		161	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>レキ河原と水害防備林（つるぎ町） 吉野川右岸河口より56.6km付近</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>景観に配慮した排水門（樋門）の事例 吉野川左岸河口より37km付近</p> </div> </div>	

ページ番号	平成21年8月(現行)	ページ番号	平成29年10月(変更案)		
131	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	162	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所		
2) 旧吉野川			2) 旧吉野川		
<p>ヤナギや竹林等が繁茂する水際には、多様な植生が見られる。そこで、河道*の掘削が必要な箇所で、多様な水際植生の回復を図るなど、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、河口堰下流は、コンクリート護岸が続く単調で人工的な景観となっているが、河川工事等の際には「多自然川づくり*」を基本とすることなどにより、自然度の高い河川景観の創出に努める。さらに、排水門*等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材を有効利用するなど、材料の使用についても配慮していく。</p>			<p>ヤナギや竹林等が繁茂する水際には、多様な植生が見られる。そこで、河道*の掘削が必要な箇所で、多様な水際植生の回復を図るなど、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、河口堰下流は、コンクリート護岸が続く単調で人工的な景観となっているが、河川工事等の際には「多自然川づくり*」を基本とすることなどにより、自然度の高い河川景観の創出に努める。さらに、排水門*等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材を有効利用するなど、材料の使用についても配慮していく。</p>		
					
<p>景観に配慮した護岸の整備事例 今切川右岸河口より4km付近</p>			<p>景観に配慮した排水門の整備事例 旧吉野川右岸河口より4km付近</p>		
(3) 河川空間の整備と適正な利用			(3) 河川空間の整備と適正な利用		
<p>吉野川水系*における河川空間の整備と適正な利用に関しては、身近な生活の場として人々にうるおいややすらぎを与える、人と人がふれあうことができる水辺空間を整備する。また、豊かな自然と美しい景観を保全するとともに、誰もが自由に自然とふれあうことができる親水空間を整備する。</p>			<p>吉野川水系*における河川空間の整備と適正な利用に関しては、身近な生活の場として人々にうるおいややすらぎを与える、人と人がふれあうことができる水辺空間を整備する。また、豊かな自然と美しい景観を保全するとともに、誰もが自由に自然とふれあうことができる親水空間を整備する。</p>		
<p>吉野川上流域（直轄ダム管理区間）は、ダム湖周辺の豊かな自然環境と調和を図りながら、ダム湖周辺をスポーツ・レクリエーション等の行える水辺空間となるよう管理する。</p>			<p>吉野川上流域（直轄ダム管理区間）は、ダム湖周辺の豊かな自然環境と調和を図りながら、ダム湖周辺をスポーツ・レクリエーション等の行える水辺空間となるよう管理する。</p>		
<p>吉野川中流域（池田ダム～第十堰堤水域上流端）は、水辺に残された水害防備林*（竹林）等の自然植生との調和を図りながら、限られたオープンスペースとしての河川敷*を活かし、川沿いの地域に密着した多目的な広場等として管理する。また、河川敷を利用した耕作地等の生産緑地との調整を図りつつ、河川敷をスポーツ・レクリエーション等の行える快適な河川空間となるように管理する。</p>			<p>吉野川中流域（池田ダム～第十堰湛水域上流端）は、水辺に残された水害防備林*（竹林）等の自然植生との調和を図りながら、限られたオープンスペースとしての河川敷*を活かし、川沿いの地域に密着した多目的な広場等として管理する。また、河川敷を利用した耕作地等の生産緑地との調整を図りつつ、河川敷をスポーツ・レクリエーション等の行える快適な河川空間となるように管理する。</p>		
<p>吉野川下流域（第十堰堤水域～河口）は、河口部に位置する広大な河川空間を持っていることから、ふるさとのシンボルとなる河口部の広大な自然景観や自然環境を活かした親水空間として管理するとともに、市街地に接した河川として河川敷における利用度を高め、スポーツやレクリエーションの場となるよう管理する。</p>			<p>吉野川下流域（第十堰湛水域～河口）は、河口部に位置する広大な河川空間を持っていることから、ふるさとのシンボルとなる河口部の広大な自然景観や自然環境を活かした親水空間として管理するとともに、市街地に接した河川として河川敷における利用度を高め、スポーツやレクリエーションの場となるよう管理する。</p>		
<p>旧吉野川・今切川は、吉野川左岸部に位置し、工業地域を含む市街化が進行する地区となっていることから、川沿いの地域住民にうるおいと憩いを与える身近な水辺のオープンスペースとなるよう管理する。</p>			<p>旧吉野川・今切川は、吉野川左岸部に位置し、工業地域を含む市街化が進行する地区となっていることから、川沿いの地域住民にうるおいと憩いを与える身近な水辺のオープンスペースとなるよう管理する。</p>		

ページ番号	平成21年8月(現行)	ページ番号	平成29年10月(変更案)
132	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	163	4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
(4) 川に親しむ取り組み		(4) 川に親しむ取り組み	
<p>水生生物調査等の身近な自然である吉野川に親しめる自然体験活動等、将来を担う子供たちの環境教育への積極的な支援や地域住民等との連携した河川愛護活動等を実施し、地域住民の吉野川等に対する関心を高めるさまざまな活動を行う。</p>  		<p>水生生物調査等の身近な自然である吉野川に親しめる自然体験活動等、将来を担う子供たちの環境教育への積極的な支援や地域住民等との連携した河川愛護活動等を実施し、地域住民の吉野川等に対する関心を高めるさまざまな活動を行う。</p>  	
<p>水生生物調査</p>		<p>水生生物調査</p>	
<p>総合学習の支援</p>		<p>総合学習の支援</p>	